

【自動車保管場所証明書】の記載例

※ 自動車を運輸支局に登録(新規登録・変更登録・移転登録)する場合に必要となる書面です。

- 新車を取得する場合(ナンバーが付いていない場合)～自動車販売業者の方に確認してください。
- 中古車を取得する場合(ナンバーが付いている場合)～自動車検査証の内容と同じに記載してください。
- 数字とローマ字をハッキリと区別して記載してください。次の間違いがしばしば見受けられますので、提出前に十分確認をお願いします。

※ [0(ゼロ)とO(オー)]又は[D(デー)、IとI(イー)、2とZ、7と9、8とB、9とP、V(ヴイ)とU(ユー)]などに注意してください。

自動車保管場所証明書			
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
トヨタ	TA-ZZE12Z	ZZE12Z-12345	長さ 436 幅 169 高さ 147
例えは、トヨタ・アリアの場合「トヨタ」と書きます。 自動車の使用の本拠の位置 東京都千代田区常盤1丁目2番3号 かすみ荘102号室 自動車の保管場所の位置 東京都千代田区常盤2丁目3番4号 かすみ荘102号室 ※ 保管場所標章番号 841973632			
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。 年 月 日 (100-8929) 東京都千代田区常盤1丁目2番3号 かすみ荘102号室 (フリガナ) (トヨタ) 日本本車 氏名 電話番号 03(3501)0110 警察署長			
第 号	自動車保管場所証明書		
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。 年 月 日 警視庁 警察署長			
使用権原	自己(他人)	共有	
連絡先	氏名 日本 二郎	電話 03(3581)△555	
新規	車両番号	現車	車台番号 品川155001234
代替	新車	現車	

使用権原欄

申請する車庫の「所有者」に○印を付けます。
 ・申請者所有～自己に○印を付け、「自認書」を添付します。
 ・他人所有～他人に○印を付け、下記書面のうちいずれか「一通」を添付します。
 ① 保管場所契約書の写し
 ② 駐車場料金領収書(契約書のない時)等
 ③ 保管場所使用承諾証明書
 ・共有地～共有に○印を付け、共有者全員の使用承諾書を添付します。

連絡先欄

申請内容について、お尋ねできる連絡先(氏名・電話番号)を記載してください。

新規・代替欄

申請する車庫の状況について、新規・代替のいずれかに○印を付けます。
 ・新規～初めて使う車庫で、まだ証明書の交付を受けていない場合
 ・代替～今まで使っていた車庫で、既に証明書の交付を受けている場合

新規を選択した場合、記載の必要はありません。

※ 申請者の住所地と本拠の位置が異なる場合 ※ 使用の本拠の位置の確認書面として、電気・ガス等の公共料金の領収書、消印のある郵便物、運転免許証、自動車検査証(軽自動車に限る)等、居住又は営業所等が確認できる資料の提出をお願いします。
 ※ 追加資料の提出を求めることがあります。

自動車の大きさ欄
 センチメートル単位で、右詰めで書きます(ミリ単位以下切り捨て)。

使用の本拠の位置欄

[個人の場合]
 実際に居住する場所の所在地を記載します。通常は、住民票の住所と同じです。
 《通常、勤務先は、個人の使用の本拠とはなりません。》

[法人の場合]
 実際に営業を行う事業所の所在地を記載します(本社・支社等の所在地)。
 《通常、役員の実家や社員寮等は、法人の使用の本拠とはなりません。》

保管場所の位置欄

- 駐車場の所在地を住居表示で記載します(住居表示がない場合は、地番もしくは直近の番地を記載)。
- 使用の本拠の位置から2km以内です。

保管場所標章番号欄

次のいずれにも該当する場合は、申請書に旧自動車の保管場所標章番号を記載することにより、「所在図」の記載(添付)を省略することができます。
 ※ 「配置図」を省略することはできません。
 ○ 自動車買い替え時等の自動車の入れ替えである。
 ○ 使用の本拠の位置と車庫の位置のいずれも旧自動車と変更がない。
 ○ 申請の時点で旧自動車を保有している。

申請者欄

申請者欄に記載する住所・氏名等は、警察署窓口へ書類を提出する方ではなく、自動車の使用者となっている方の住所・氏名です。
 [個人の場合]
 住民票または印鑑証明書の住所と氏名を記載します。
 [法人の場合]
 登記簿又は印鑑証明書に記載されている所在地・法人名を記載し、法人の代表者名を併記します。

- 留意事項**
- 警察署に備え付けのこの書類は、二枚で一組(複写式)となっています。黒色のボールペンまたは黒色のスタンプで明瞭に記載してください。インターネットからダウンロードした場合は二枚目の保管場所標章交付申請書も記載してください。
 - 証明書交付後の訂正はできませんので、申請内容を十分確認した後提出してください。なお、記載事項に誤りがあった場合は、新たな申請となる場合もありますので十分注意してください。
 - 証明書の有効期限(一か月)内に運輸支局へ提出してください。有効期限経過後は、新たな申請をすることになります。
 - 申請内容に不明な点がある場合は、別途、必要な書面の提出を求めることがあります。

【 保管場所標章交付申請書 】 の 記 載 例

※ 「自動車保管場所証明申請書」又は「自動車保管場所届出書」を提出される際、同時に提出していただく書面です。

○ 申請年月日欄の記載を除き、各項目の記載要領は「自動車保管場所証明申請書」又は「自動車保管場所届出書」の記載要領と同じです。

保管場所標章交付申請書												
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ									
トヨタ	TA-ZZE1ZZ	ZZE1ZZ-1Z345	<table border="1"> <tr> <td>長さ</td> <td>436</td> <td>センチメートル</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>169</td> <td>センチメートル</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>147</td> <td>センチメートル</td> </tr> </table>	長さ	436	センチメートル	幅	169	センチメートル	高さ	147	センチメートル
長さ	436	センチメートル										
幅	169	センチメートル										
高さ	147	センチメートル										
自動車の使用の本拠の位置 東京都千代田区霞ヶ間1丁目2番3号 かすみ荘102号室												
自動車の保管場所の位置 東京都千代田区霞ヶ間2丁目3番4号 かすみ駐車場 No.1												

私は上記の自動車の保有者であるので、保管場所標章の交付を申請します。

總 町 警察署長殿

申請者 (フリガナ) ()

氏名 **日本太郎**

住所 **東京都千代田区霞ヶ間1丁目2番3号 かすみ荘102号室**

電話番号 **03(35〇)10110**

申請年月日欄

第 号 保管場所標章番号 通知書

上記に記載された自動車に係る保管場所標章番号を通知します。

保管場所標章番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

年 月 日

警察署長

- 「自動車保管場所証明申請」に伴う保管場所標章交付申請書には、「年月日」を記載しないで、警察署窓口に提出してください。
- 「自動車保管場所届出」に伴う保管場所標章交付申請欄には、届出日と同じ日付を記載してください。

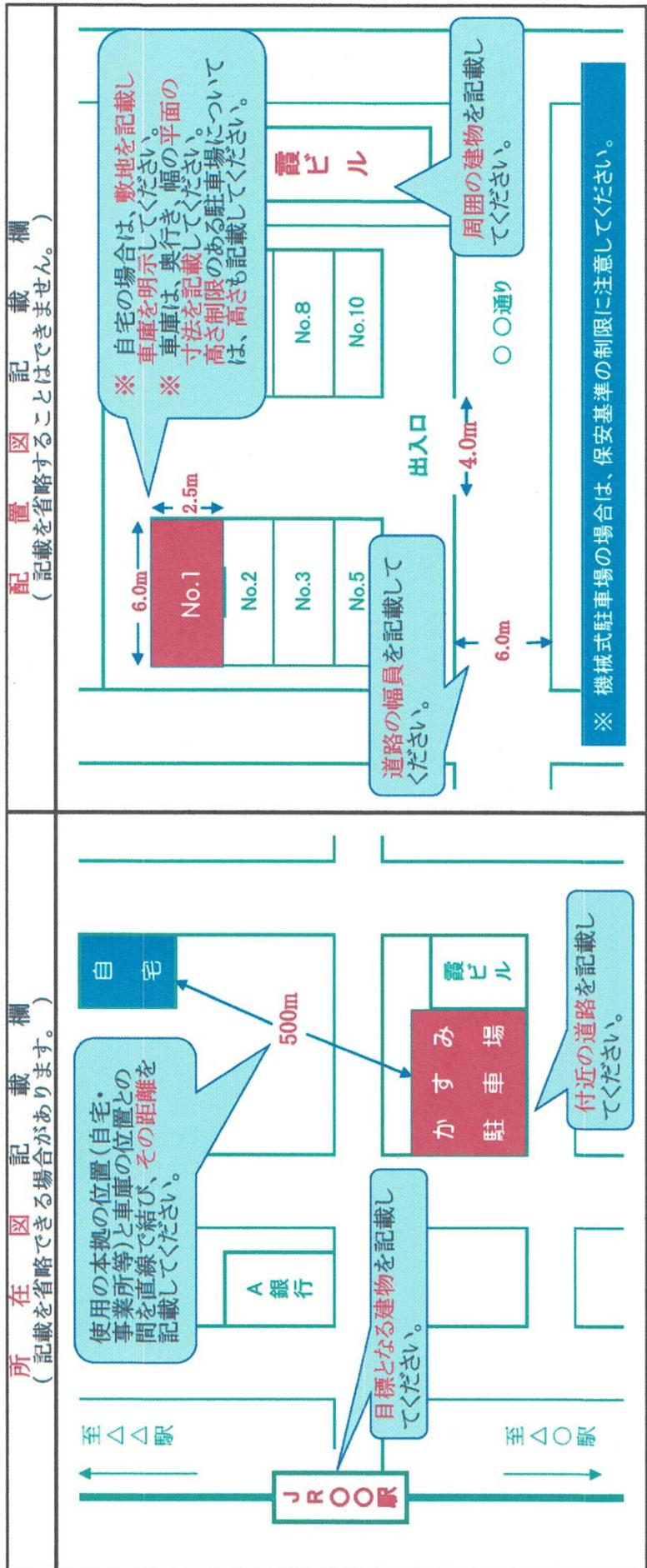
留 意 事 項

- この書類は、保管場所標章の交付申請をするためのものです。警察署で配布している「自動車保管場所証明申請書」「自動車保管場所届出書」(いずれも二枚一組の複写式)の二枚目の書類ですので、記載内容が複写されていることを確認してください。
- インターネットからダウンロードした場合は、記載例を参考にして必要な事項を記載又は入力してください。
- この書類の申請年月日は記載せずに、「自動車保管場所証明申請書」又は「自動車保管場所届出書」と併せて、警察署窓口に提出してください。

【 保 管 場 所 所 在 図 ・ 配 置 図 】 の 記 載 例

- 次に該当する場合は、自動車保管場所証明書又は自動車保管場所届出書の「保管場所標準番号欄」に旧自動車の保管場所標準番号を記載することにより、「所在図」の記載を省略することができます。
- ・ 「自動車の使用の本拠の位置」「自動車の保管場所の位置」のいずれも、旧自動車と変更がない。
 - ・ 自動車保管場所証明書申請の場合は、申請の時点で旧自動車を保有している。軽自動車の自動車保管場所届出(新規)の場合は、届出の時点で旧自動車を保有しているか、または届出日の前15日以内に保有していた。
- 「自動車の本拠の位置」と「自動車の保管場所の位置」が同一の場合も「所在図」の記載を省略することができます。(平成23年7月19日から適用)
- 上記に該当する場合でも「配置図」の記載は省略できません。

留意事項



【 保 管 場 所 使 用 権 原 疎 明 書 面 (自 認 書) 】 の 記 載 例

留 意 事 項

- この書面は、自動車保管場所証明申請又は自動車保管場所届出に係る車庫が自己所有の土地又は建物の場合に作成するものです。
- 「証明申請」とは、自動車を運輸支局に登録する場合に必要となる自動車保管場所証明申請のことです。
- 「届出」とは、軽自動車を新たに取得した場合又は保管場所証明書の交付を得た車庫又は届出済みの車庫を変更した場合に行う自動車保管場所変更届出のことです。

保 管 場 所 使 用 権 原 疎 明 書 面 (自 認 書)

いづれか、該当する項目に○印を付けてください。
 証明申請・届出に係る保管場所である土地・建物は、私の所有であることに間違いありません。

總 町 警 察 署 長 殿

〇〇年△△月□□日

〒 (1 0 0) 8 9 2 9

住 所 千 代 田 区 霞 ヶ 間 町 1 丁 目 2 番 3 号

か ず み 荘 1 0 2 号 室

氏 名

日 本 本 庫
電 話 0 3 (3 5 8 1) △ 1 1 0 番

記 載 上 の 留 意 点

- 1 保管場所である土地・建物の両方が自己所有の場合
は、「土地」・「建物」の両方に○印を付けてください。
- 2 保管場所である土地が自己所有の場合は、「土地」に
○印を付けてください。
- 3 保管場所である車庫が、建物と一体となって建造され
ている場合(ビルトイン車庫等)は、「建物」に○印を付ける。
- 4 共有の場合は、「自認書」のほかに、他の共有者全員
の使用承諾証明書を添付してください。(自認書の余白
に記載できる場合は、その部分に連記することができます。)
- 5 上記1から4に該当しない場合には、下記書面のうち
いづれか1通を提出してください。
 ○ 駐車場賃貸契約書の写し
 ○ 駐車場料金領収書(契約書がない時)等
 ○ 保管場所使用承諾証明書

【 保管場所使用承諾証明書 】 の 記 載 例

留意事項

- この書面は、自動車保管場所証明申請又は自動車保管場所届出に係る車庫が、他人所有の場合に作成するものです。
- 書面の発行にあたっては、保管場所の所有者または委託を受けた管理者の責任において記載してください。

保管場所使用承諾証明書

保管場所の位置	警察署長提出用 駐車位置番号 第 1 号		保管場所の位置等 通常、自動車保管場所証明申請書の申請者欄又は自動車保管場所届出書の届出者欄に記載した内容と同じです。
保管場所の使用 〔 自動車の使用の本拠の位置欄と同じです 〕	住所 千代田 区 霞ヶ間 町 2 丁目 3 番 4 号 〒 100-8929 千代田 区 霞ヶ間 町 1 丁目 2 番 3 号 かすみ荘102号室	駐車場の名称 かすみ駐車場 電 03 3581 0110	使用者と契約者との関係 ○ 両者が同じ場合、保管場契約者の欄は、「上記と同じ」と記載してください。 ○ 両者が異なる場合、車庫の所有者又は委託を受けた管理者の承諾を受け、該当する番号に○印を付けてください。 ○ 「3 その他」を選択する場合は、3に○印を付けると共に、両者の関係を簡記してください。 (例) 「会社と社員」「親と子」「夫と妻」など
保管場所の契約者	住所 千代田 区 日本 太 郎 氏名 日本 太 郎	電 話 上記と同じ	保管場所の使用期間 通常、車庫の契約期間と一致します。
使用期間	〇〇 年 〇 月 〇 日 から 〇〇 年 〇 月 〇 日 まで の (1 年 〇 か月間)	又 は 管理 委託 者 駐 車 場 の 所 有 者 〒 (100-8929) 住 所 千代田区霞が間2丁目3番4号 氏 名 桜田 三 郎 電 話 03(3581)1210 番	

保管場所の使用期間